

別紙2 レコード内容及び作成要領

1 レコード内容及び記載要領

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
1	法定資料の種類		半角	3 文字	「331」を記録する。
2	整理番号 1		半角	10 文字	税務署から連絡されている「整理番号1(10 桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し支えない。)
3	本支店等区分番号		半角	5 文字以内	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号(一連番号、支店番号等)を記録する。 (注) 公的年金から特別徴収を行う年金保険者が提出する場合は記録しない。
4	提出義務者の住所(居所)又は所在地		全角	60 文字以内	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録する。
5	提出義務者の氏名又は名称		全角	30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話番号		半角	15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」
7	整理番号 2		半角	13 文字	税務署から連絡されている「整理番号2(13 桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し支えない。)
8	提出者の住所(居所)又は所在地		全角	60 文字以内	記録を省略する。
9	提出者の氏名又は名称		全角	30 文字以内	記録を省略する。
10	訂正表示		半角	1 文字	提出済みの誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
11	年分		半角	2 文字	支払の確定した年又は支払の年を和暦で記録する。 なお、元年分～9 年分については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。
12	支払を受ける者	住所又は居所	全角	60 文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13		国外住所表示	半角	1 文字	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録する。
14		氏名	全角	30 文字以内	支払を受ける者の氏名を記録する。
15		生 年 月 日	元号	半角	1 文字
16			年	半角	2 文字
17			月	半角	2 文字
18			日	半角	2 文字

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
19	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	支払金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注1)未払金額も含む。 (注2)令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の3第1号適用分について記録する(以下、項番20から22までにおいて同じ。)
20		未払金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
21		源泉徴収税額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未徴収税額を含む。
22		未徴収税額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	支払金額	半角	10 文字以内	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分に準じて記録すること。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の3第2号適用分について記録する。
24		未払金額	半角	10 文字以内	
25		源泉徴収税額	半角	10 文字以内	
26		未徴収税額	半角	10 文字以内	
27	所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	支払金額	半角	10 文字以内	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分に準じて記録すること。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の3第3号適用分について記録する。
28		未払金額	半角	10 文字以内	
29		源泉徴収税額	半角	10 文字以内	
30		未徴収税額	半角	10 文字以内	
31	所得税法第203条の3第7号適用分	支払金額	半角	10 文字以内	所得税法第203条の3第1号・第4号適用分に準じて記録すること。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の3第4号適用分について記録する。
32		未払金額	半角	10 文字以内	
33		源泉徴収税額	半角	10 文字以内	
34		未徴収税額	半角	10 文字以内	
35	本人	特別障害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。
36		その他の障害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。
37		老年者	半角	1 文字	記録を省略する。
38	源泉控除対象配偶者の有無等		半角	1 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 源泉控除対象配偶者を有する場合には「1」、有しない場合には「2」を記録する。 なお、源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「3」を記録する。
39	控除対象扶養親族の数	老人	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
40		その他	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
41	障害者の数	特別障害者	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
42		その他	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	社会保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

44	控除対象扶養親族の数	特定	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
45	摘要		全角	100 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」、個人番号、生年月日（「元号」については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。）、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者が非居住者である場合又は扶養親族が 30 歳未満又は 70 歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で生活費等に充てるための支払を 38 万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退
項番	項目名		入力文字基準		記録要領
46	障害者の数	特別障害者のうち同居	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
47	本人	ひとり親・特別寡婦	半角	1 文字	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。 (注) 令和3年度(令和2年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、特別寡婦の該当の有無について、令和4年度(令和3年分)以降の公的年金等支払報告書を作成する場合は「ひとり親」の該当の有無について記録する。
48		寡婦・寡夫	半角	1 文字	該当する場合には「1」、該当しない場合には「0」を記録する。 (注) 令和3年度(令和2年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、寡婦・寡夫の該当の有無について、令和4年度(令和3年分)以降の公的年金等支払報告書を作成する場合は「寡婦」の該当の有無について記録する。

49	16 歳未満の扶養親族の数		半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
50	非居住者である親族の数		半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
51	提出義務者の法人番号		半角	13 文字	提出義務者の法人番号(13桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
52	支払を受ける者のフリガナ		半角	60 文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
53	支払を受ける者の個人番号		半角	12 文字	支払を受ける者の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
54	源泉控除対象配偶者	フリガナ	全角	30 文字以内	源泉控除対象配偶者の氏名のフリガナを記録する。
55		氏名	全角	30 文字以内	源泉控除対象配偶者の氏名を記録する。
56		区分	半角	2 文字	源泉控除対象配偶者が、非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
57		個人番号	半角	12 文字	源泉控除対象配偶者の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
58		配偶者の合計所得	半角	10 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。
59		48 万円以下	半角	1 文字	源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が 48 万円以下(令和2年度(令和元年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には38万円以下)である場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
60	控除対象扶養親族(1)	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
61		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。
62		区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(1)が、非居住者の場合で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
63		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

項番	項目名	入力文字基準			記録要領
64	控除対象扶養親族(2)	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
65		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。
66		区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(2)が、非居住者の場合で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」それ以外の場合には「00」を記録する。
67		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
68	16 歳未満の扶養親族(1)	フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
69		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
70		区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(1)が、国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
71		個人番号	半角	12 文字	16歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
72	16 歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
73		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
74		区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(2)が、国内に住所を有しない者である場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
75		個人番号	半角	12 文字	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成28年度(平成27年分)以前の公的年金等支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
76	受給者番号		半角	25 文字以内	支払者(提出義務者)において支払を受ける者に付設した番号を記録する。 (注) 公的年金から特別徴収を行う年金保険者 が提出する場合には、特別徴収義務者コード(必須) + 共済整理番号(任意)を記録する。 (例) 特別徴収義務者コードが 687 の場合 ○農林対象者(既裁定者)→ 687 (義務者コード) + 農林共済整理番号 9 桁) ○農林対象者(年金機構にて新規裁定された者)→ 687 (義務者コード)のみ
77	提出先市町村コード		半角	6 文字	鎌倉市の市町村コードである「142042」を記録する。
78	指定番号		半角	12 文字以内	鎌倉市において設定した前年の特別徴収義務者の指定番号(9桁)を記録する。なお、新たに鎌倉市に提出することになった等により前年の指定番号がない場合はブランクとする。 (注) 公的年金から特別徴収を行う年金保険者 が提出する場合には記録しない。
79	修正前支払金額		半角	10 文字以内	公的年金から特別徴収を行う年金保険者 が訂正表示「1」(無効)の公的年金等支払報告書を提出する場合のみ、修正前の支払金額の合計を記録する。